

幼稚園は年齢も体力も異なる様々な子どもがいる集団です。集団生活では感染症にかかるリスクも大きくなります。

そんな感染症を園に入れないうえに体調が悪い時は無理に登園はせず、早めにお休みをしてください。

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザなど対応が変わっています。園内における濃厚接触者の追跡も無くなりました。インフルエンザ、コロナウイルスは「登園許可書」から「療養解除届」が変わっています。

＜ 学校（幼稚園）において予防すべき伝染病について ＞

学校（幼稚園）において予防すべき伝染病について （学校保健法施行規則第 19 条）

◆ 学校（幼稚園）で予防すべき伝染病の種類

第 1 種

完治するまで登園停止

ペスト・ラッサ熱・エボラ出血熱・マールブルグ病・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう
急性灰白髄炎・重症急性呼吸器症候群（SARS）・鳥インフルエンザ（H5N1）

第 2 種

集団生活で流行する可能性が高いものです。決められた期間は休まなくてはなりません。

インフルエンザ	発熱後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日間	登園停止
新型コロナウイルス	〃	〃
水ぼうそう（水痘）	発疹が全てかさぶたになるまで	〃
はしか（麻疹）	熱が下がって 3 日経過するまで	〃
おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	腫れが出た後 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	〃
風疹	発疹が消えるまで	〃
百日咳	特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	〃
咽頭血膜熱（プール熱）	症状が消えてから 2 日経過するまで	〃
結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで	〃

第 3 種

集団生活で流行する可能性のあるものです。病気に応じて治るまでは登園を停止し、流行をくいとめたいものです。

腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	医師が伝染のおそれがないと認めるまで登園停止
流行性角結膜炎（はやり目）	〃
急性出血性結膜炎（アポロ熱）	〃
溶連菌感染症・ノロウイルス ロタウイルス	医師の指導により出席停止にはなりません。 ※学校医により変更することがあります。
その他の伝染病	

以上のように定められていますので、伝染病にかかったら医師の許可が下りるまで、園を休んでください。治って登園をする際、「登園許可書」がいらいます。